

規制の事後評価書（要旨）

法律又は政令の名称	特定農林水産物等の名称の保護に関する法律
規制の名称	先使用品についての名称の使用期間の制限、G I マークの使用義務の見直し、G I と誤認させるおそれのある表示に対する規制、広告等のサービス分野におけるG I の使用を規制
規制の区分	改正（拡充、緩和）
担当部局	農林水産省輸出・国際局知的財産課
評価実施時期	令和5年10月～令和5年12月
事前評価時の想定との比較	<p>【課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無】</p> <p>英国がEUから離脱するという社会情勢の変化が生じたため、EUだけでなく、英国ともEPA協定を結び、同協定に基づき相互保護を実施しているが、相互保護の内容は、日EU・EPA協定を前提とするものであり、結果的に社会情勢の変化による著しい影響は生じていない。農林水産物・食品の輸出が拡大し、日本産ブランドがよりいっそう認知される中でG I 登録による模倣品対策の必要が増している。先使用品についての名称の使用期間の制限等における7年間の経過措置に関しても、規制の実施により社会的に著しい影響が発現していることは認知していない。</p> <p>【事前評価時におけるベースラインの検証】</p> <p>事前評価時は、日EU・EPA協定の発効に支障が生じるとして、先使用品についての名称の使用期間を原則7年間に制限する等の規制が必要と設定していたが、現在もこれらの必要性は継続しており、ベースラインに変化は生じていない。</p> <p>【必要性の検証】</p> <p>規制を導入しなかった場合、EU、英国とのEPA協定が発効されず、EU、英国において日本のG I 製品の模倣品が域内で適切に取り締まられないこととなり、G I 製品の輸出に影響が出たことが想定されることから、規制の拡充は必要であった。</p> <p>規制の緩和については、登録標章の使用を任意としたことで、G I 登録による負担が軽減され、ステークホルダーの多い産品でもG I 申請をしやすくなった。</p>
直接的な費用の把握	要素
遵守費用	7年間の経過措置の期限が到来していないが、規制の導入から現在までで、指定産品のうち先使用と認められたものは3産品のみであることから、事前評価時の推定からかい離はないと考えられる。

	行政費用	<p>監督業務の方法を見直すなど、監視・監督業務の効率化を図った結果、令和5年10月現在、監視・監督業務を行っている本省及び地方農政局の職員は13人であり、事前評価時（12人）から1人増加したのみであるため、規制の導入による増加費用は、412,747円（令和5年国家公務員給与等実態調査における国家公務員の平均給与月額）である。</p>
直接的な効果（便益）の把握	—	
副次的な影響及び波及的な影響の把握		<p>生産者団体や地方自治体等から本規制に反対する要望等は示されていないことから、副次的及び波及的な負の影響は生じていない。想定されていなかった波及的な影響としては、農林水産物・食品の輸出拡大によって、相互保護による模倣品対策の重要性が高まったことがあげられ、相互保護によるG Iの保護がその役割を担っている。</p>
考察		<p>遵守費用、行政費用ともに事前評価時からのかい離はないと考えられる。一方、農林水産物・食品の輸出額が増大しているところ、模倣のリスクにさらされやすい輸出産品を中心に、模倣品対策の重要性が高まっており、相互保護によるG Iの保護が果たす役割は大きく、規制の導入は必要かつ妥当であった。</p> <p>引き続き、本制度が有効に活用されるよう、本規制の適切な実施とともに、産品の掘り起こしや食品メーカー等他業種との連携の強化、不正使用の監視業務を行うことで、特定農林水産物等の生産業者や需要の利益を保護し、農林水産業及びその関連産業の発展に寄与できるように努めていく。</p>
備考		